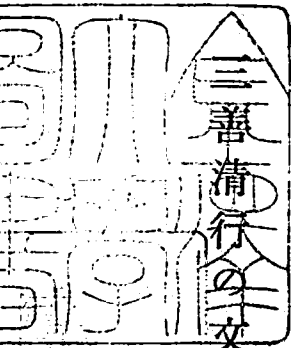


三善清行の文学と意見封事



学館 大書 函 附 金 沢 大 学

川 口 久 雄

道真・長谷雄とともに寛平期詩人のトリアをなすもう一人は善相
 公清行である。三善清行（八四七年承和—九一八年延喜）唐名を善
 居逸前名の四訓キヤイは漢字を語つたも。字は雄相に三善とあるのは彼の一。法名は妙音。百済の連古大王の後といわれる。母は淡路守従五位下氏吉、母は佐伯氏、彼はその三男。受領階級の出身である。貞觀十五年七文章生、翌年得業生越前権少目、元慶五年三对策及第道真が同門を輩した。 ついで大学少允、少内記、大内記となり、この頃藤原佐世と共に田珍と交わる。寛平三年四肥後介、ついで備中介兼刑部大輔、文章博士昌泰三年道真に退隱を勧告し、延喜元年改元議を奉る。ついで式部大輔、このころ（五十六から六十八にかけて）円珍伝・保則伝・語眼文を作り、意見封事を奉る。七十一才にして參議宮内卿に任じ播磨権守を兼ねた。延喜十八年十月一日卒去、子淨藏の加持によつて蘇生、十二月死んだ。年七十二。

道真より生れが三年おくられている、道真が二十六で対策及第し十三で文章博士になつたのに比べると、三十七に対策及第し五十四で文章博士大頭となつたのはおくられている。清行の家は明法を以

て立つが、彼は諸流に通じことに算道に精しかつた、博學強記、政治経済の識見があり、本朝千歳の奇才とか、「一時の宗と爲る」と称せられる。紀長谷雄を評して「無才ノ博士ハ私奴志ヨリ始ル」といつたが惟宗孝言はこの口論を「龍ノ昨ヒ合ヒ」といつた四二五語。今廿五語。 文雄の弟子、文雄がかつて清行を推して「清行ノ才名時輩ニ超越ス」と書いたところ道真は嘲り、超越の文字を愚魯に改めたが、広相是善の門人は賛成しなかつたという（醍醐寺本水言抄。これまで清行が是善の門人だつたと解せられていたが、これは江談の文の読み誤りに基ずく。政事要略卷三十、菅公の奉昭宣公書に「広相者某先父相公之門人」とみえている）。堀川の空宅に百鬼夜行に会つたが動ぜず、鬼の方が退散した話（今昔卷廿七、三善清行宰相家渡語第三十一）は彼の合理的な剛胆な性格を伝える。道真の配流事件を予感して辞職を勧告した話（十訓抄中。神皇正統記・統古事談）は有名である。「心賢ク智有ル人」（今昔）であり、「懇篤其の志にあらはれて、賢慮神の如くに速か」（十訓抄）だつた。彼は才名を銜うことなく、所見は憚からず上申した、官歴が遅々として進まなかつたのもかか

る性格によるであろうか(詣眼文の述懐参照)。時務経世の論策はえがたいものであつたが、それを實際に執行しうる地位につけなかつた。若い時はどちらかといえば儒教主義であつたが、晩年邸宅を寺とし仏門に帰依し、その往生奇瑞説話は有名である。

本朝書籍目録家抄に

善家集 一注、清行

としるす。清行の家集であるが、今佚。政事要略卷七、北野天神会事の条に

先是昌泰二(三)十月十一日文章博士三善清行朝臣奉菅右相府書

云在政集 某言……

とあつて、清行の詩文集でありその第七巻が書状を収めたものであることがわかるからすくなくとも七巻もしくは七巻以上は存在したと思われ、「一注」の意味はわからない。(もし「一注」が「一巻」の誤とすれば詩集のみの一巻本が存在したか。)

同日録家抄に

十三箇条意見 一卷

がしるされる。清行の意見とすれば「十二箇条意見」と書くべきである。文粹卷二および群書類従(巻四七四)所収。政事要略卷九十五、にも(さらに雑部の奏状の項にも)扶桑略記(延喜十四年四月廿八日)にも「三善清行意見云」「已上善相公」として引用する。

同日録家抄に

善相公 一卷

清行の伝記。今佚。扶桑略記(廿四、延喜十八年十月廿六日条)に清行の臨終蘇生説話をしるして「已上」としるすのはこの伝を指すであ

らうか。その他

書院部所蔵 善相公辛酉勘文 写本一冊

東洋文庫所蔵 善相公改元鑑 写本一冊

「江相公詩」と合綴。近世初期写。

前田家所蔵 円珍伝、藤原保則伝 写本一冊

「諸寺縁起集」と題す。鎌倉末期写。金沢文庫旧蔵。

元禄年中前田綱紀購求。恒貞親王伝・円珍伝・保則伝の紙背に興福寺以下十一個寺の縁起を書写する。

などが伝存する。

彼の詩はすこぶる多くは遺存していない。扶桑集一「児を哭す」

の作、舟で都に帰ろうとする時、詩友からよみかけられて、棹を廻らしと舟をとどめて即席で次韻した、

馬盤ばばんの狐墳こふみ古き原に在りて

村の翁おきな伝つたへいふ昔むかしを理めしところと。

霜を縫ぬいて荒あはれし怪こまに飛蓬ひよんは軋ふるがり、

暮れんとして悲しき風かぜに落葉らくはぞ顔かほへる。

秋あきの棘いばらの刺さすこと繁さかくして人は跡あとを絶たち、

寒ふせき松まつの枝えだは老おいて樹きすら孫まごを生なずるに、

今朝けさ寂さび莫なとして空あかしく帰かへり去さらんとして、

更さらたためて哭なくは座ざに趨かりて誨をふるもの存ぞせざること。

扶桑集には卷七四、卷九五各一首、類聚句題抄二首、延喜元年九月十五日城南水石亭において、師大藏善行七十賀の詩の頸聯に、

紫芝むら未だ変まぜず南な山の想おもひ、

丹露に猶なほ凝こらす北きた関の心

とよむ、鷺峯は「豪放詩に見はれたり」（一人一首四）といい、北海は「野鶴の雞群たるのみならず、直ちに錢・劉の堂奥、発部・善行豈その影塵を望むを得んや」（日本詩史一）という。

なお明詠・江談・新撰明詠・和漢兼作業^{七七}等に断片を見出す。

「元日賜宴」の詩の一聯に

醉はずんば争^{いか}でか辞せん温樹^{もと}の下

建春門外雪春を埋めたり（和漢兼作業集一）

とよむ、彼も応制心教の詩人、「陶彭沢」の七律は瀟明の菊園田居や飲酒の詩の文句に基づき、内宴の「何処奉先到」の詩は匡房のいうごとく元稹集の文句に擬る。岡田博士の「晋公に比するも遜色なきものの如し」（日本漢文学史）はやや溢美の評、生硬な模倣のあとながなくてもなく、詩人としては道真・長谷雄に一籌を輸する。

彼の本領は散文の世界にある。

詩序は

八月十五夜賦映池月明詩序（文粹八、天象部。）

元慶三年八月大極殿成命宴詩序（文粹九、居所部。）

貞観十九年仲春釈奠聽論語有如明珠詩序（扶桑集九。）

の三篇がある。大極殿落成宴は朝堂院含章堂で行われ、雅楽の時飛脚の工らは感にたえず歌舞した。^{三代}

飛べるがごとき雲は雲を排いて璧の瑠璃は夜の月と相映じ、

斜めなる戸は漢を啓いて金の缸は暁の月と雙び點せり。

はこの時の詩序の一節である。

策問一篇（文粹三）。「神祠を立つ」の題、彼の神祇観を見るべく、淫祠邪教を排して正しい神祀を希求することをのべるが、すべ

て漢書^{本社}の記載する民間の俗信や湘山神や首陽廟をあげて論じ、わが国の神道には言及していない。（対策は藤原春海）

書状二通

奉右相府書（文粹七、昌泰三年十月十一日。政事要略廿二。扶桑略記。）

奉左丞相書（文粹七、昌泰四年二月九日。）

前者は道真に対して明年辛酉革命に当る年だから其の止足を知り、其の榮分を察して、風情を煙霞に懐にし、

山智を丘壑に蔵せよ。

と勇退を勧告したもの、北畠親房が「善相公清行朝臣ハ此事未キタラザリシニ、兼テサトリテ菅氏に契ヲ道給ベキ由ヲ申ケレド沙汰ナクテ此事出来にケリ」（神皇正統記七、醍醐天皇条）という、文中の

離朱の明も、瞳の上の塵を視ること能はず、仲氏の智も、懐の中の

物を知ること能はず、

の句は知られている^{此事}。後者は時平に対して左遷後菅室門のの文章

生学生たちが放逐されるのはよろしくないと直言して菅門の人々を擁護したもの、学者的な義気に貫かれている。

次に奏議勸文には、

- (1) 辛酉革命議（革曆類。本朝文集。紀略、昌泰三年十月二十一日。）
- (2) 革命勸文（昌泰四年三月廿二日。類從卷四六一。上相野野原朝臣。院本により封校）。
- (3) 請改元議（昌泰四年五月十三日。革曆類。本朝文集）。
- (4) 阿衡勸文（仁和四年五月廿三日。政事要略卅、阿衡事）。
- (5) 請禁深紅衣服奏議（延喜十七年十二月廿五日。政事要略六

十七、男女衣服并費用雜物等事。

がある。これらは文学作品ではないが、清行の識緯曆数家としての見識を披瀝して政治に活用せんとした情熱に溢れている。

(1) では易説から明年二月が革命に当るといつて和漢の歴史における辛酉革命・甲子革命の事実を引証し、天文（寿星・長星出現のこと）の事実を考え合わせ一種の維新の危機たることを予言する。（これによつて清行は時平の陰謀政治に加担し道眞の左遷の口実を作つたとの説がある。）

(2) は識緯説の原理から神武帝の辛酉即位・甲子鳥見山靈時、天智帝の辛酉即位・甲子冠位制定を説明し、昌泰四年が天智辛酉より二百四十年目の大變革命の年であることを勸申し、彗星・老人星の出現は「旧を除き新を布く象」^{（一）}、「聖寿長久、万民安和の瑞」^{（二）}だといひ天平宝字の逆臣仲麻呂の例をあげ、一ヶ月前の道眞左遷事件を暗示し改元の要をのべる。

(3) では革命の条件がそろひ改元の機が熟したから、神武創統、天智中興のあとをうけて改元して政治を一新すべきことを強調する。かくてこの議がいれられて七月十五日延喜と改元し、これから以後は二革には必ず改元する例となつて千年の久しきに及んだ。このことは彼の学びえた識緯・天文・曆数・陰陽・宿曜の諸方面からの結論であり、一種の人間再生・政治維新の歴史的な認識に發するもので、特に道眞を陥しいるためでなかつたことは、(1)より十日前に道眞に書を送つて「明年辛酉、運菱革に當る、二月建卯、將に戈を動かさんとす、凶に遭い禍を衝く、未だ誰といふことを知らず」と告げて知足勇退を勧めてゐることでわかる。彼の時代区分の

見識は今日からみても意味なしとしない。自記をよむと頼長は保元平治の動亂前夜の不安な社会にあつて、しきりに周易をよみ、革命の沙汰を論ら^{（一）}い、自ら一二の学生らと共同で革命を部類してゐるがこの時の指導理念は清行の学説であつた。

康治三年（^{四一}）四月七日戊子、革命集類了^{（二）}。余并成佐、立成^{（三）}。相分、仍各加封、納置棲底。

彼は「昌泰已後革命等勘文」を検討し、春秋緯、釣命決等を引勘して、通憲入道にしきりに易筮法を問いただしている。清行も勘文に春秋運斗樞・春秋元命苞等を引いているが、当時讀緯書がいかにも多く舶来されていたかは見在書日の天文家（四六一卷）曆数家（一六七卷）五行家（九一九卷）を一見してもびつくりするほどである。

(4) は長谷雄・清行・佐世の三人の連署で上申され、御記によると「右少弁藤原佐世等勘文」としてあるから、あるいは佐世の草案か。阿衡は三公の官名で三公は典職がないとして、明法の善潤愛成らの見解を支持して広相の意見を否定する立場に立つ。

(5) 貞観以来衣服に深紅を染めることが流行し火の色又は焦色とも頗々^{（一）}とあり、仁和以来制禁があつても、延喜七八年以来また華美を競うようになり貴族の婢妾一人の衣服に莫大の浪費をして、多くの民衆の生活不安を招くからとて、火色衣の禁を請うている。この意見が通つて翌年四月より禁令が出た。（紀略、延喜十八年三月十九日。）当時檢非違使は先帝の寵妃でも火の色の衣を見つけて剪^{（二）}らうとしたことは新古今（雜下）の「大空にてるひの色をいさめてはあ

めにしたにはたれかすむべき」の和歌說話（政事要略六十七、惟宗公方の談話）によつてもわかる。清行の奏議は意見封事の請禁奢侈事と同じ精神である。

清行の史伝の文としてまず円珍伝がある。その次に清行が円珍より愛遇せられたことをいい、

今年和尚之遺弟子、相共録和尚平生行事、令レ余撰レ定其伝、此亦和尚之遺志也、余對此聖跡、宛如再逢、握レ筆流涙、一字一滴、願我類今日之実録、結レ他生之冥期。

延喜二年冬十月廿日 翰林学士善清行記之

とのべている。延喜二年秋に綱所より円珍家伝上進の牒をうけ、入室の弟子たちの記憶と手録の遺文と衆口の討論とをもとに資料を蒐集記録し、それをもとにして清行が整理し、国史所に清書の本を進めたのである。清行の個人的製作というよりも多分に共同制作的要素があり、伝の成立を明かにする上でのこの跋語は意味深い。なかもは(1)生立より入唐以前まで、(2)在唐の間、(3)帰朝より入滅まで。以上は行状を逐年叙べたもので、次に(4)性格・容貌・業蹟などを

べて結びとする。(1)より(3)までは帰朝奏状や官牒・辞状などの資料をそのまま引き往生靈験說話をかたる、(4)は興味ある部分で、慈覚とならんで最澄の相承となつた円珍の人間像を浮彫にする。在唐の間中国の名僧詩人の所呈の詩が十卷もあつた、龍門を訪ねて白居易の墓に詣でた、彼の勉強ぶりは、

和尚自従レ入山之時、至レ于臨終之日、涉レ甄經典、誦レ禮義理、或味レ貝隱几、俄忘レ齋食、或終夜對レ燈、遂無レ復寐、年及八十、耳目聰明、精神明悟。

としるされる。本伝記は彼の死後十一年目に遺弟の蒐集した資料に基づいて書かれた伝であつて、後の円珍伝の源流となる。明匠略伝は本伝を抜萃して多少伝説を加え、宗性の高僧伝要文抄はもつとも伝説的なふくれあがりをもつており（今昔卷十一智証大師真唐伝顕密法婦來語第十一などは要文抄系統のものに基づく）。元亨釈書は原伝に基いて撮要し、かつ他の所伝をも参照している。渡唐の条をとつて比較してみると次の如くである。

(原 伝)	(明 匠 略 伝)	(要 文 抄)	(釈 書)
八月初九日、放船入海、 十三日、申時、望見高山、 縁北風敏、十四日辰頭、 漂到彼山脚、所謂流球國 喚人之地、四方無風、莫	八月初九日、放船入海、 十三日申時、望見高山、 縁北風敏、十四日辰頭、 漂到彼山脚、所謂流球國 喚人之地、四方無風、莫知	八月九日、僊值大府商人欽良暉船 進發遮海、時東風忽退、舟行如 飛、十三日申時、北風俄起、十四 日辰時、漂著流球國、流球者所 謂海中喚人之國也、時四方無風、	秋、僊唐商欽良暉發船、珍共之 泛海、八月十五日、着唐之瀾南 福州境、即宣宗大中七年也。

者の治績を古老からきいて感心し、それが伝記制作の動機となつた。制作の資料は元慶注記と古老の口碑であるが、この口がたりの説話には保則の真実から隠れすぎたものがあることを警戒しつつ、司馬遷が晏子列伝を書き、蔡邕が郭泰墓碑を書いて彼らの人格を思慕したように、保則伝を草して立志のよすがとするといふのである。だから円珍伝に比するとはるかに統一があり、保則の人間像を浮彫りに、作者の意図が伝文の偶々にまで行きわたつてゐる。

現存伝本は巻首(出生より貞觀初年式部少丞時代までの記事)と巻中(寛平三年柿原より同七年七十一にて卒去までの記事)に二ヶ所開文があるが、最も重要な備中介時代一以後が残つてゐるからほぼ全体をも推すことができる。現存本のなかみは大きく(1)貞觀期の備中・備前時代、(2)元慶期の出羽時代、(3)仁和期の讃岐・太宰府時代および(4)人物・性格をのべた結びと四つに区分できよう。「囚徒獄に満ち、仆れし岐路を塞ぐ」悪致下の備中に赴任して、「徒隸を放散し、過へに賤賈を加へ、農桑を勧め督し、遊費を禁止」して、緊縮政策を実施し、ついに「門は夜も扃ささず、邑に吠ゆる狗なく、府の蔵蓄へ多く、賦税倍も入る」といふ治績をあげ、吏や民たちから父母といわれるに至つた。九州へ行つても流浪の群盜が多かつたのを刑のかわりに恩を与えて心服せしめた。ことに注意すべきは蝦夷の叛乱に対する平和宣撫工作である。このあたりは元慶注記に基づくのであらう。

大抵藤原桓長を以て押領使となし、出羽の軍と賊虜を討撃せしむ。出羽藤原宗行・文室有房・小野春泉等も亦園中の少と騎と三千余人を発して、相共に秋田河の辺に屯す。時に賊徒千

余人、輕き劍つばに乗りて、流に随つて俄かに至る。桓長等兵を率ゐて対ひ戦ふ。天は時のまに大いに霧らひ、四面昏暗がれり、ここにおいて賊衆数百人、兵歟を持ちて官人の後に至り、声を同じうし大いに鬨をあげ、奔つて官軍を突く。官軍大いに駭き狼狽して散り走る。賊は勢に乘じて前より後より奮つてこれを撃つ。官軍大いに潰えて、遂に出羽園の將帥神服真雄および兩國の偏裨數十人を斬る。軍士の殺され虜にせらるるもの數百千人、軍吏甲冑、悉く虜獲せられ遂に相贈み藉かれて死するものあけて數ふべからず。文室有房は創つけられて殆んど死し、小野春泉は死に人の中に潛み伏れて機かに害を免るることをえたり。藤原桓長深く草の間に竄れ、五日も食はず。賊去りし後、歩より逃れて陸奥國に至りぬ。

こういう草深い辺境の戦闘描写は將門記につらなるもの、しかも保則は失意の武將小野春風を鎮守府將軍とし、昼夜兼行、動亂の現地に急行し、酋長らを集めて平和工作を進め、ついに「一卒を勞せずして大寇を平定し」た。まことにすぐれた実践的な古代官人の典型である。

天性廉潔にして、身を以て物を化す、僚下に貪り積きもの有らむに、誠を推して教訓す、若し遂に悔めざらん者は、これと古語を接えず、その一善だにも有るを見たらむには、すなはち顔色を悦び動かす。

人を見る明があり、道真と讃岐守を交代したとき、「当今の碩儒」だが、「但しその内志を見るに、まことにこれ危殆の士なり」と批評した。(清行は道真に勇退を勧め、その後時平に上る書においても

「悪逆の主、猶輕科に処せらる」などと時平側を立てて発言している。後はたしてその言の如くだつたという。

文体は四六辭體の裝飾を去つて簡潔で周到、力強い叙述である。和習を含んだ一種のくづれはあらわれず、明晰な骨格のある伝の文は一種の古典的な氣魄に貫かれている。清行は保則の歴潔力行の人物を齊の相、一狐裘三十年の晏子や、後漢の士、林宗市ともてはやされた郭泰の人物に比して、司馬遷が愛平仲を伝し、祭邑が郭林宗の墓碑を銘じたように、保則を伝したのである。彼は保則という人間をかりて自分の平素抱懐している受領・官人の理想像を表現したともいえるよう。意見封事は儒教主義の学術としての社会政策論であるとすれば、保則は彼の理論に肉づけした儒教的政教理念を身をもつて実践する官人の徳型である。星野恒博士の保則伝考に「叙事詳明ニシテ措語典雅、古米各伝中ニ於テ翹楚トス。…鋪叙精詳、具ニソノ人ト為リヲ悉シ、百世ノ下、水夕鏡鏡ヲ垂ル、其功亦偉ナリ」(史学叢説第一集五六二頁。史学雑誌四ノ三八。「同追考」同上四の四〇)といひ、安積澹泊、保則伝に贊して「尚武にして而も沈毅、人をかりて推致し、懷を開いて衆を収し、計を先にして戦を後にするもの」として賞めている。具体的に人間の生涯を伝しつゝ、ここに清行は自分の思惟を投射している、古風な儒教主義のモラルにしばられた疑問した人間でなく、悪吏のために搾取され窮迫のあまり流浪し反逆する庶民や異民族社会に身をもつてはいひつゝ、彼らを人間として人道主義的に扱おうとする、反乱や盜賊におびえたつ辺境の農民に融れて思索し実践しようとする新しい行動的人間像が描かれる、王朝前期漢文学が形象した文学のうち、もつともすぐれたもの

の一つであり、将門記の系列につらなつて、一つの新しい文学のジャンルをうみだそうとする注意すべき作品である。通行本には

統類従本(卷一九一。奥に「貞亨乙丑春武州金沢称名寺文庫

本写畢」とある。水戸彰考館の史臣が写したものをもつて底本とする。但しこれは誤脱があつた。)

存採叢書本(第八冊、逸伝六種のうち)

玉 簡 本(卷一三九。井上頼因輯。栗田寛博士校本で前田家本によつて対校補訂した。)

などがあり、本朝書籍目録八に、

民部卿保則 一卷

と著録する。なお「浄土寺念仏縁起」(大日本史料第一編之三、

延喜七年年末雜載)というものの末尾三行は保則伝の断簡であつて、古写本の善本とみえて、前田本のよみえざるところを解くところもある。史料ではどうしたことかこれが保則伝の破片である

ことに気がつかず、念仏縁起の末語と誤つて判断して念仏縁起そのものを延喜七年にかけているのは従われない。

なお前田家本の保則伝に円珍伝と恒貞親王伝(殘卷)が一緒になつているのは、恒貞親王伝(統類従一八九)もまた清行の作であることを物語るものであろうか。この伝も慶太子恒貞親王の人間像を浮彫にして叙述は詳しく明晰で蒼古のひびきがある。ことに禍を予見して辞退しつづけ、ついに禍にふれるところの、不安におびえる貴人の生活心情や、文帝淳和天皇より琴曲荆柯易水曲を伝授されて、「正声に非ず」として捨てるところは委曲をつくしている。彼の書を批判して

鯨鯨は筋助けれども肉に乏し、淳和は肉豊かなれども筋軟らかなり。親王に至つては筋も肉も雙つながら奇らかに、肥えたと瘦せたと適へることを得たり。

という。このような筆力はやはり消行あたりと推定してもいいのであろうか。

意見封事十二条は九一四年^{天保}二月十五日に公卿諸臣国司らに對して社会政策について意見を徴せられる語が出た（貞信公記抄）のに応じて四月廿八日に上申されたもの。消行は六十八歳、従四位上式部大輔、前年冬の「詰限文」にみるようにこの時は眼疾で「筆もて書する能はず」という状態の時であつた。日本紀略や扶桑略記によると、その前年、前々年より旱魃・大風・洪水等相次いで米作も思わしくなく、朝賀も廢せられ、一種の不安な社会状態であつたので、これをきりぬけるために意見を求められたのであろう。消行意見は前文と十二箇条の条文とから成る。前文は上古以来の民治・経済の史的概観で、上古社会の豊かな民俗を憧憬し、仏教伝来以後、推古・聖武および近代に至り仏塔建設、また桓武奠都以来の平安京造宮修理の土木事業、仁明朝における唐風な宴楽による浪費などのために困費が増大し租税が加重されるに至つたことを指摘し、民力が衰耗凋瀕した一例として、自らの備中赴任時代の調査資料たる通磨卿の戸口の激変衰損の状態を説明する。さて十二箇条は

(1) まさに水旱を消し農稔を求むべき事

豊稔を神仏に祈願すべきを強調し、祈年月次祭をねんころにし、豊年を祈る吉祥悔過・仁王会を嚴修するため僧の戒律を厳しくして、破戒違律の僧がこれにたずさわ

ことを排斥する。

(2) 奢侈を禁めんことを請ふ事

男女臣庶の服飾が華美になり、仏事法会に無用の飲食にふけることを指摘して、服制をたて、僧徒の墮落を戒しめる。

(3) 諸國に勅して見口の敷に随つて口分田を授けんことを請ふ事

諸国計帳の口分田と私田との混淆の弊を論じ、現在人口を調査して口分田を班給せんことを求める。

(4) 大学の生徒らの食料を加給せんことを請ふ事

大学創立の精神、勸学田の沿革をのべ、学田の衰損と大学の疲弊、学生生活の窮乏と官吏登用の道が失われたことを論じて、教育財政の確立(学田の恢復)の指導強化を訴える。

(5) 五節の妓の員を減せんことを請ふ事

大嘗会に四人の定員を二人に減し、衣服月料を十分に官給すべきを求める。

(6) 旧に依りて判事の員を増置せんことを請ふ事

刑法の重要性について論じ、職員令に従つて判事を定員六名とし、法律専攻のものを任すべきを求める。

(7) 百官の季禄を平均に充て給せんことを請ふ事

季禄(ボーナス)支給の不公平を詰り、公卿や出納当局者のみならず各省の官吏も一列に平等に支給さるべきことを切言する。

(8) 諸國の少吏ならびに百姓らの告言訴訟に依りて朝使を差し遣

わすことを停止せんことを請ふ事

国司の選任を尊重して、国司の權威を高め、彼らの自由裁量の余地を認め、下級官僚や民衆の告訴ごとに輒卒に朝使を派遣し、国司の活動を妨害しないように豫論する。

(9) 諸国の勘籍人の定数を置かんことを請ふ事

課役免除の符の濫発により調庸の体系がくずれたことを論じ、勘籍の員数を規定せんことを求める。

(10) 賔労人を以て諸国の檢非違使および醫師に補任することを停めんことを請ふ事

地方の檢非違使や醫師が民治、国防上重要なことを論じ前者は明法の学生より、後者は武技練達の宿府の官人より任すべきを求める。

(11) 諸国の僧徒らの濫悪および宿衛の舍人らの兇暴を禁めんことを請ふ事

諸国諸寺に分散群行する兇惡な僧徒や宿衛の舍人たちの横行暴狀ぶりを指摘して、これらの取締りの方法を訴える。

(12) 重ねて播磨國の魚住の泊を修復せんことを請ふ事

西海道舟行の沿革をのべて、魚住泊の破壊のもたらす影響損害を説いて、延喜元年に一度意見を申上したが、重ねてその修理を献言する。

以上十二箇条、中には瑣末なものもなしとせず、その重要度において均衡を失したならべかたをしていないでもないが(1)は不作飢饉に當つて天神地祇に有怨をこい、豊稔を神仏に祈るところ、魔術の花圖に咒縛せられてゐる限界があるが、民衆生活の根本として食糧政策についての関心をみることで(神道や仏教が農耕生活の儀

礼としての性格をもつものであることを反面から説明するもの)、

(2)は儉約節制によつて平安貴族社会の頹廢を挽回しようとするもの、保則伝や深紅衣の奏議の精神と共通する。(3)は人口調査による社会現実の把握を意識しており、(4)は官吏養成を目的とする大学のたてまえと儒教主義教学精神を主張するところは律令の学制を貫こうとしているわけである。(5)は(2)の緊縮政策の一端。(6)はやはり律令制の職員体系を貫こうとし、公平な裁判と、法律の専門家を活用すべきことを主張する。(7)は中央官僚に対する給身の公平なるべきを主張して、大蔵官僚と一部高官の季禄独占を排除する。

(8)一部の地方下級官僚や民衆の訴願を無視しても国司の權威を維持し、ある程度の自由裁量をも認めようとする意見で、当年の社会状態において律令制の支配を維持するための一つの弾力のある根本的な論策である。(9)も調庸体系を維持しようとするもの、(11)は地方檢察官と防衛の士卒の綱紀肅正策であり、(11)は(8)(9)と共に律令制解体の不安に対する根本問題にふれる、国守を襲撃する僧徒の群れ、部内を横行して兇暴の限りをつくす宿府の官人くずれに対して僧徒の兇暴なもの度縁戒牌をとりあげよ、舍人衛卒たちの婦郷休暇の日限を規定せよという消行の意見は、徒手空拳で狂瀾を既倒に回えそうとしている概がある。(12)は全体的な問題ではないが、海上運輸政策の一端である。

意見上申を求められることは孝徳紀以來しばしばみえるところ、「國家に利あり百姓に寛やかならん術」あらば申せよ、「詞理に合はば立てて法則とせん」(天武紀九年)といひ、「政令事に便ならざること有らんに、悉く障(つら)ねて諱(つ)むことなかれ、直言して意見を尽くし、

隠す所あることなかれ」(縦紀、元正天皇養老五年)といひ、「時政の是非を論じ、世俗の得失を詳かにし、化を傷り人を害ひ、時に便あらざらん者、用を節し度を讓みてまさに國に利あるべき者、ならびに昌言を尽して朕が心に沃るべし、華やかに飾ることなかれ、隠して諱むことあることなかれ」(三代実録、清和天皇貞觀四年詔)といわれしもの。仁和四年にも橘広相意見十四条、藤原高経意見五条、中務大輔十世王意見六条、平維範封事七条が上申されてゐる(紀略正月二月条)。消行も延喜元年に一度献じたことがある。

文体はわが國の古書を引用する部分が多く、「案旧記」「古語相伝云」「旧田議」としてそのままそれを論拠として論述する。達意を旨として、前提に命題をかかげ、引証しつゝ趣旨を説明し、まず事実をのべて、次に改革すべき意見を披瀝し、最後に、

如此則怨獄永絶、罪人自甘、不待扶南之鰐魚、豈用堯時之舜豸
(第六条)

如此則鳴鳩在桑、均哺養於七子、卑醜投流、期酣醉於三軍(第七条)

如此則後臂比肩於門欄、狗犬休繫於州環(第十一条)

という風に四六文で結束している。論理的に明晰であり、歴史的客観的事実をありのままに叙述し、そこから當爲的な命題をひき出して、これを行ふには時には事実を即してのべようとして極めて平淡な記録体の散文をもつてし、時には問答体として、一つの命題に対する反対意見をも出し、対話弁証によつて結論を導かうとし、時には事実の世界からはばたいて、典故によつた効果的な四六文をもつて声大にし切々と訴えようとする。ところで封事の形式

として不審がある。封事は献じ終れば、「其名を切棄てて下し給ひ諸卿これを定め」(新儀式五、臨時、封事事)。「御前において年月日人名を切り棄て、同趣の事は一所に寄せ續ぎ」(北山抄四、定封事事)參議がこれを読み上げて審議したのであるに拘らず、消行封事には前文に「臣去寛平五年備中介に任じたりしとき云々」といひ、末尾に「去にし延喜元年、献れりしところの意見の中に云々」といつて明らかに消行たることを推定せしめる文句が本文中にあることである。普通の封事の体式にちがつてゐるのは消行に対して特別な取計らいがあつたことによるのであらうか疑いを存しておく。

当年の時代ならびに文学の背景において消行封事の意義を考えてみる。九世紀末の社会は「無頼奸猾の類、なほ王臣家の人と稱して放縱暴猛、國郡に從はず、牧宰を侮慢し、所部を騷擾し」(寛平六年十一月太政官符、類從三代格十九)、「諸院・諸宮および諸王臣家或は百姓の戸田を争ひ、或は浮浪の財物を奪ひ、國宰に抱らず、郡司に課すること無く、部内に闖入し、通に相庄略し、専ら威權を擅にし、是非を弁せず、田園斯れに因りて荒廢し、財産これがために空竭せり」(寛平八年四月太政官符、類聚三代格十九)さらに十世紀はじめにおいても「愚暗の道俗、勢家に属託したので、諸院・諸宮・諸司・諸寺・諸王臣家の使に請ふらくは、其の遣はず所の使は已に其の人に非ず、専ら威勢を施まひ、恣に猛暴を行ふ、是非を弁せず、蓋りに道無きことを論らふ。國郡の司官たちはその凌辱に堪へず、又部内に乱入して、好みて濫悪を行ふ……百姓冤を被りて尽頭く逃散し、郡司威を恐れて舌を呑みて訴えず、吏民の煩

らひ、これより大いなるはなし」(延喜五年十一月太政官符、類聚三代格十九)といひ、「此来^{コレ}王臣および諸司・寺家等、山林を包^かね并^らせ、蔽^か沢を経略す」(延喜二年三月太政官符、類聚三代格十六)という状態であつて、まさに非法手段によつて経済的に律令制の根柢がゆすぶられつつあつた。前期平安京政府は必死にこれと格闘し続けるわけであるが、清行の意見にのべるところは、このような律令制社会機構の内部や基盤がゆるみはじめてくるメカニズムの真相をリアルに把握し、これに対して今や「濼風漸く扇ぎ、王化行はれず」とし、「往古」と「明時」の規範としたところの律令的指導理念をかかげ、一步でもこれに近づけようとする。彼は中国の古典よりもわが国の古記をより尊重する、そこに儒教主義をこえようとしながら、なお一種の儒教主義の尚古思想の反映がみられる。また現実を「百王之澆醜」とみようとするところには否みがたい仏教寺院造営の弊をつき、僧徒の目をおうばかりの無慚な墮落をはげしく攻撃しながらも、仏教的な非法意識の投影がみられる。彼は学備としての歴史の認識からさきに革命論を上つたのであるが、今や政治家としての現実認識から、農業・土木・交通・文教・裁判・検察・租税・厚生^ニの社会各般にわたる緊縮肅正の政策を展開したのである。その圧巻は第十一条であり、寺院や院・宮・王臣家たちの莊園拡大によりゆがめられる律令制経済機構、そのゆるみやすきに寄生するところの、律令制を「害害する疥癬」である、租税から自由にならうとして武装群行する僧團グループ、衙府の任務から解放されて在地の勢力を増わうとする「諸國の豺狼」たる宿衛の舍人^ニ群、これらの事実を冷やかに見すえている。彼の政策論は律令制政府下の官人

として否みがたい尚古主義的傾斜と限界性をもつ、そこに一種の凝固性が感じられるけれども、同時につねに民衆の生活の安定を希求し、時代社会の否みがたい変革の真相を見すえようとするところに思考の弾力性と柔軟性が感じられる。このような彼の精神構造をそのままに反映して、この清行意見という作品を文学的にみると、一種の凝固的な四六文のむだな儀式はつた装飾の要素と、平明な散文をもつて事実を直写し、自由に思索しようとする記録体とが奇妙に混濁する。声を大にして演説しようとするところに事実からの浮き上りと、事実の誇張歪曲がおこりやすい、星野博士が事実とのくいちがいを指摘せられる(史学雜誌、未見)のもここからくるのであろう。

元の世祖は科擧の学は「詩賦の空言」なりとし、經濟の士はここから得がたいとして中国の伝統的な科擧制度を廢止した(吉川幸次郎博士「元雜劇研究」一八六頁)ところが三善清行はこの「詩賦の空言」の世界から經世済民の社会的な思惟をうみだした。道真や長谷雄とちがつた意味で清行において律令的な文學精神が最高の高みに達したともいえよう。安積澹泊は「賈誼、陸賈の時事を指陳するが如し、……月露風雲の徒に較ぶれば、相去ること倍に倍倍たるのみならず」(清行伝登)といひ、齊藤拙堂は「堀尾万余言、割切核実、皆時政に補ふところあり、……其の文排偶の習を免れずと雖も、然も氣象渾健、詞は意を害せず……其の材字譚見、當時に在りては実に比無しとなす、余常に謂へらく、王朝文章無し、三善の封事有るのみと」(拙堂文語卷一)といひ、頼山陽は「彼の無用の文詞を爲る者と大異あり」(日本政記卷七)「朝野の事弊を陳べて、髮を梳り

垢を廻くが如し」（山陽先生書後卷中）といい、江村北海は「特に怪しむ、其の子孫の芸苑に聞ゆるなきを」（日本詩史卷一）という。荷田春滿の「創造園学校啓文」は清行意見の文章を模してるところがあり、また明治年間に宮地殿夫が公爵会でこれを講述し、国家学識という著書でこれを委しく説明したという（古史微開題記、山田孝雄博士注二五〇・四六二頁）。明治社会の性格の一断片が清行意見の性格と相渉るのである。

詰眼文は一種の戯作的な作品、六十七歳、延喜十三年の冬（意見封事を書く数ヶ月前）老眼の視力が衰弱して筆でもの書くこともかなわなくなつた感懷を、眼の神と心の神とを擬人化して對話させる、一種の酒茶論式擬人物語のしたてのなかに寓するもの。(1)心の神が眼の神を詰つていうには、お前はこの頃機能を發揮してわしを助けようとしてくれぬ、なまけたくなつたのか、それとも主のわしが馬鹿だから助けるのがつまらぬというのか。ちかごろ下積みでさえないのは、お前さんのせいぢやないかね。(2)眼の神は涙をほろぼろこぼしてきいていたが、さてお辭儀をしていうには、せつせとお前さまの志に感じて奉仕してきたつもりなのに、情ないことを仰せらるる、ながい苦勞で精気がへつたせいでござる。どだにお前さまは世渡りが下手ぢや、もすこしましな生活なら精氣もつかうものを。

髪への火帝かみに熱あつければすなわち君が方寸も灰と成りぬべく、
悲しみの泣なみだ雙ふたびて流るればすなわち臣が兩ふたつの瞳まなこも永く濁よどれぬ。

——お前さまの情熱は灰とさめて、わしの眼も昏くむが、わしだけではござらぬ、手はふるうて足は癩かえ、耳は聾ないて齒はむしになりはて

たではござらぬか。(3)心の神は度を失つてわるかつたと謝あやまつていう、しからばどうしたらよろしかる。(4)眼の神は元氣づいていう。若わかじ、六芸の圃はたらを辭して、三歸の門に入らむには。

——もう孔楽詩書の勉強はおやめなされて、仏法僧に帰依なさるがよろしかる、わしも臉おほを合あわせて仏陀の光を耀まじたらうござれば、(5)いいもはてぬに心の神は唱な言ごん礼らい拜はいして、いかにも尊たい教けえ、神かみに書いて忘れぬように致いたさう。

「進んでは御相の館に越りて其の才名を銜てふこと能はず、退いては奥籠の人に媚びて其の推薦を求むること能はず」というように世渡り下手だというにがい自嘲のなかに、学問を重んじなくなつた延喜の社会風潮に対して一種の皮肉と諷刺をこめる。あきらめに近いベースにみちた老年の心境が、かるいユーモアをまじえて告白される、世の中のはげしい動きと歩調があいかなる学者文人のほほえましい自嘲像であつて、忠臣の「見叩頭盡みたがひ」詩や韻の「無尾牛歌」の自嘲的な作品の系列につらなるもの、四六駢儷の文体ながら不思議な自由さが流れて、拘こすべき古の味わいがある。文選の賦や陶潜の「形影神」やさらには酒茶論式の唐代民間歌賦などの形式の違いこだまである。本朝文粹（卷十二）政事要略（卷九十五、学校事下）朝野群載（卷一。猪熊本の本文は文粹と小異がある。）などに収める。

別に清行の著述に説話を集めしした珍しいものがある。本朝書翰目録ほんちようしよわんもくに、江談、打聞うちきこに列らべて、

善家秘記 一卷（成賢堂本・内閣文庫本「イ善家秘抄」と傍註する。）

とあり、今佚。その佚文として賀陽良藤が狐の化した女子と交つた説話をしるした一条（扶桑略記、寛平八年条）が追加される。前語は人獸交婚説話で、唐の伝奇任氏伝の何らかの影響がある、日本化して一種の観音靈驗説話の形式となつてゐる。『善家秘記』云、余寛平五年、出爲備中介、時有賀夜郡賀陽良藤者……と書きたまされ、清行の伝記とあうから、善家秘記は清行が書いたものであることは疑えない。

文中に「其後良藤無恙十余年云々」の記事があるから、延喜六年以後同十八年までの間に成立したのであらう。（今昔卷十六、備中国賀陽良藤爲狐夫得観音助語第十七に訳出せられ、「此ノ事ハ三善ノ清行ノ宰相ノ其時ニ備中守ニテ有リケルガ語リ伝ヘタルヲ聞キ次ギテ語リ伝ヘタルトヤ」と結ぶ。元享訳書、拾異志にも。）後語は皇太后五十賀齋公の条に、

善家秘記言、清和太上天皇奉賀太皇太后藤原明子知命之冥、設齋樂獻慶賀。太上皇御筵太后之前、再拜獻千萬齡之寿。時太后悦忽、无有入心。而鬼在太后之傍、宛如夫婦之好。杯觴饗宴之間、与太后戲相娛。太上天皇見之、太惡厭世。

これは後に展開して今昔の「天狗のために妖乱せらるる語」となり、「此ノ鬼魂后ヲ呪ラシ狂ハシ奉レ后宗吉ク取り跡ヒ給テ打チ咲テ鬪ツ差隠シテ御帳の内ニ入り給テ鬼ト二人臥サセ給ケリ女房ノ聞ケレバ只日米恋シク佗ツル事共ヲソ鬼申ケル后モ咲嘲ラセ給」などとふくれ上つて変容した。（なお江談。拾遺往生伝下、相応和尚条。古事談卷三。宇治拾遺卷十五。元亨釈書卷三頁済、卷十相応の条等にみえ、河海抄卷二十、手習巻にも「善相公の記にもみえたり」としてこの天狗譚が引かれている。）

なお善家異記というものの佚文が政事要略（卷七十、濃毒厭魅及巫觀等事）に巫覡見鬼有微驗記（善家異記）として出てゐる。なにかは二段になつて前段は清行の父淡路守の時病んだ時に老婦がついてゐる鬼を見あらわして病を癒やした話、後段は「寛平五年、余出爲備中介、到数十日」の時、流行病で弟の子などが死んだ時に一人の嬖婆塞が鬼を見あらわした話で、「此事雖迂誕、自所視、聊以記之、恐後代以余爲鬼之童狐焉」と結んでゐる。これも善家秘記と同書であらう。

また善家異説というものの佚文が政事要略（卷九十五、学校事下）に

弓削是雄式占有微驗事（善家異説）
服架駐老驗記（善家異説）

二箇所みえそれぞれ二つの説話からなる。前条の前段は今昔卷廿四、天文博士弓削是雄占夢語第十四に訳出せられるところ（古事談卷六にも出）後段は寛平四年清行が勅使として八省院で試をした時は雄の推薦した沙弥を及第せしめた記（紀略、寛平四年八月十日参照）後条の前段は齊衡四年百一歳で死んだ竹田千繼が枸杞を服して長寿をえた話、後段は長寿者を列挙して中に「延喜十六年八十五で薨じた宮内卿十世王、九十歳で尚壮容ある大藏善行のこゝをしるす、これらも清行の書であることを疑いえないから、善家秘記と同一の書とみていいであらう。しからば本書の成立は延喜十六年から彼が死んだ延喜十八年までの間に成立したものであらう。

靈鬼妖狐とそれらにかかわる巫覡たち、また占術・方技の物語であつて、濃緯宿曜に造詣が深く、神仏玄学にもくわかつた清行の

性格にふさわしい説話である、明らかに六朝志怪小説の影響をうけて成立した一種の靈異譚を集めたものであつて、日本靈異記や日本感靈録が仏教的な靈異譚であるに對して、世俗的なわが國の怪異説話集の源流に位する一説話集である、今日ほろびきつたことは惜しいが、今昔における出典不明の怪異説話のうちこの善家異記から訳出されたものが案外多いのではないか。その説話末に「皆靈狐之妖惑也」とか「是雄古驗、管郭之類也」とかで結末するしかた、また「此事雖正誕、自所視、聊以記之」とか、藤相公語亦同、仍記之」とかことわるところなど、かの唐臨の冥報記の体式に共通するところ、なお要略は「巫覡見鬼有徵驗記」「弓削是雄式占有徵驗事」などのかきさまも要略の他書の引用のしかたから類推して、原書の標題の引用らしい。文章は三善清行の作品のうちもつとも平明なもの、四六文から離れて記録体になつたもの、日本靈異記式の和習も認められるが、達意で緊密、部分的に文飾をもまじえて古格を失わない。彼は晩年「筆をもて書する能わず」というほど眼疾になやんでいたから、或はこれも死ぬ二三年前に、門人にでも口述筆記させてできたものかも知れない。

彼は歌人というほどの作品をのこしていないが、日本紀意宴和歌に

斗都惠阿末理夜都惠遠胡遊流多津能胡麻幾美須佐米然婆於伊波
伝奴弊志

(欽明七年紀、電馬の条をよむ)
保登計須羅微迦斗加志胡美斯朗陀弊能那加幾和氣伝宜麻勢流
母迺婁

(欽明十三年紀、釈迦像經論獻上の条をよむ)
の二首がある。清行六十歳(延喜六年)の作、結眼文と共通の老羅伏臘の訴えをこめたり、仏法に傾倒するに拘らず王法を重んじたりするところに彼の性格が躍如としている。

なお浄土寺念仏縁起というものがある、天台の僧隣西の唱導縁起文で往生浄土、阿弥陀經信仰を鼓吹したもの、現存資料は後半に保則伝との錯簡がありこれを三善清行の作とするには疑問がある。また紀長谷雄と共に、「世説私記」というものを作つたという説もあるが、これも現存しない。